外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金英愛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月二十五日

大韓民国ソウル特別市九老区九老洞二一二―二六イースペースビル二Ｆ

東京都三鷹市井の頭一丁目三〇番一九号

株式会社ＨＥＥＷＯＮ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ　ＩＮＣ．

日本における代表者　金　英愛

限定承認公告

本籍静岡県浜松市北区三方原町九六七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北田　和喜

右被相続人は平成二十二年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年二月十七日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十五日

静岡県浜松市北区三方原町九六七番地

相続財産管理人　北田　智子

限定承認公告

本籍福岡県福岡市博多区神屋町一〇〇番地、最後の住所福岡市南区清水三丁目二四番二九―五〇二号　被相続人　亡　堀　泰三

右被相続人は平成二十二年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年二月十日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十五日

福岡市中央区渡辺通五丁目一四番一二号南天神ビル四階　法テラス福岡法律事務所

相続財産管理人堀哲子

代理人弁護士　三浦　徳子

自己株式取得事項の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の株式を取得することにしましたので公告します。

記

一、取得する株式の種類及び数　Ａ種優先株式につき、十五株　Ｂ種優先株式につき、九株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法　Ａ種優先株式につき、現金一億円　Ｂ種優先株式につき、現金三千万円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金十七億七千万円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十三年三月三十一日

平成二十三年二月二十五日

東京都中野区中野四丁目一番一号

株式会社まちづくり中野２１

代表取締役　金野　晃

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十三年二月二十一日にファミマクレジット株式会社（乙、東京都豊島区東池袋三丁目一番一号）を当社の完全子会社とする株式交換契約（株式交換の効力発生日は平成二十三年三月三十一日）を締結いたしましたので、公告いたします。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月二十六日

掲載頁　一一八頁（号外第一一〇号）

平成二十三年二月二十五日

東京都港区芝一丁目五番九号

ポケットカード株式会社

代表取締役社長　渡辺　恵一

事業譲渡公告

当組合は、平成二十三年二月十九日開催の通常総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことの決議を致しましたから、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十三年二月二十五日

愛媛県伊予市灘町三五七番地

伊予漁業協同組合

代表理事組合長　對尾　眞也

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、ブラックロック・ジャパン株式会社（住所東京都千代田区丸の内一丁目八番三号）が第一種金融商品取引業を業務の種別に追加する変更登録を受けることを条件として、吸収合併によりブラックロック・ジャパン株式会社に権利義務全部を承継させて解散することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年四月一日です。

平成二十三年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

ブラックロック証券株式会社

代表取締役　佐々木　格

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年二月二十五日

東京都新宿区西新宿七丁目一九番五号

株式会社フューチャープロデュース

代表取締役　松林　茂

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年二月二十五日

東京都立川市高松町一丁目三〇番一一号

株式会社ノーヴァ・アソシエイツ

代表取締役　濱中　敏之

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一回Ａ号優先出資三千四百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　舞洲４特定目的会社

代表取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十三頁に掲載されています。

平成二十三年二月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　舞洲４特定目的会社

代表取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千五百七十万円減少し、九十四億二千五百七十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0039.html

平成二十三年二月二十五日

東京都千代田区内神田一丁目六番三号六階

あすな会計事務所内

特定目的会社ドリーム・ロジスティクス・ファンド　取締役　中垣　光博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億五千万円減少し、金八十一億四千百五十万円とし、発行済優先出資総口数のうち、一万一千口（但し、第一号優先出資について五千六百十口、第二号優先出資について五千三百九十口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年二月二十五日

東京都文京区関口一丁目七番五号

Ｓｈｉｂａ特定目的会社

取締役　伊藤　秀邦